

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 統計からみた争議

争議件数および参加人員

一九五三年の労働争議(この一年間に新規発生した争議へ前年から繰越して継続中の争議を加えたもの)は、これを総争議(争議行為を伴った争議と争議行為を伴わない争議)についてみると、件数一二六二件、その参加人員約三三八万人であって、前年にくらべ、件数では三一件の増加、参加人員では約三一人の減少となっている(第276表)。

総争議件数の増加傾向は、一九五一年以来ひきつづいているが、その参加人員の減少傾向は、一九五二年が前年にくらべ約八六万人の増加だったことと考えると、かなり対照的である。しかし、それでも総争議の参加人員は、一九四九年の約三三一万人、一九五〇年の約二三五万人、一九五一年の約二八二万人より上廻っており、一九五三年は組織労働者一〇〇人につき約五八人が、なんらかの形で労働争議に参加したことになる。ただ、一九五二年八月一日から「労働関係調整法等の一部を改正する法律」が施行されたことによって、郵便・営林・印刷などの現業部門に属する国家公務員が、公共企業体等労働関係法(公労法)の適用をうけることとなり、団体交渉権を回復したため(本年鑑二六集八五八頁参照)、一九五三年の争議行為を伴わない争議の件数ならびに参加人員を一九五二年以前のそれと比較する場合には注意を要する。

念のため、争議行為を伴った争議だけについてみると、一九五三年は件数七一五件、参加人員約一三一万人で、前年にくらべ、件数では一〇件、参加人員では約五四万人といずれも減少になっている。なお、争議行為を伴った争議の参加人員は、一九五二年ばかりでなく、一九五一年のそれよりさらに少い。

つぎに、争議による労働損失日数は第277表のとおりである。一九五二年が戦後最高の損失日数を示したのにたいし、一九五三年は、これまでの最低であった一九四九年よりもさらに約一〇万日下廻り、約四二二万日で戦後最低を記録した。

(注)労働損失日数とは作業停止労働争議が行われた期間に実際に作業の損失となった延日数の合計である。この統計で作業停止争議とは同盟罷業並びに工場閉鎖の二種類の争議をいう。故に労働損失日数とは同盟罷業または工場閉鎖が行われることによって生ずる労働の損失の合計である。そして労働の損失は二種類に大別される。その一つは同盟罷業や工場閉鎖に直接関係した労働者の延人員をもって表わされる直接労働損失日数である。その二は炭坑における採鉱夫の罷業の例の如く一部の労働者が同盟罷業を行ったために、その事業所の他の労働者が作業停止をせざるを得なかった延人員をもって表わされる間接労働損失日数である。しかし間接に作業を停止せざるを得なかったが事業所が異なる場合には例えば停電ストによる一般工場の作業停止のごときは間接労働損失日数には含めない。

次に労働損失日数の計算方法であるが直接であると間接であるとを問わず短期間の

作業停止争議であれば作業停止を行った労働者の延人員をとる。長期の場合にあつては作業停止をした人員に可能労働日数を乗じて算定する。従来の方法としては七日以上継続する作業停止争議において一律に七日につき一日を差引いて日数を計算していたが、昭和二五年四月の改正によって(同年五月より)可能労働日数をもって計算することに變更された。可能労働日数とは歴日の日数からその事業所において実際に休日と定めた日を差引いた日数である。但し四時間未満の罷業は怠業に含めることとし、一日のうち四時間以上の罷業は一日として計算することにしてあるからこの点注意すること(「労働争議統計調査必携」による)。

さらに、一九五三年における労働争議件数、参加人員、損失日数の月別推移をみよう。

発生労働争議(総争議)件数では、七月と一二月を二つの山、一月と九月を二つの谷にして、ほぼ前年と同じ月別推移のカーヴを画いている(第278表)。七月はスト規制法反対闘争のおこなわれた月、一二月は越年闘争のおこなわれた月である。

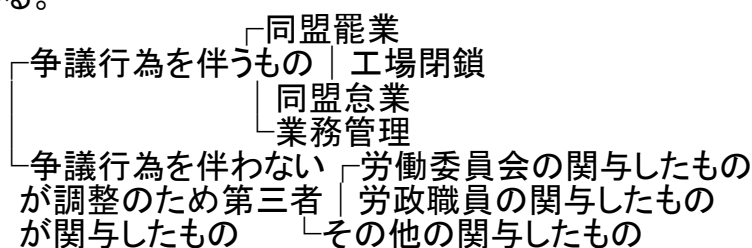
発生労働争議(総争議)参加人員では、五月を中心とする前後各二ヵ月間と、それについて一二月が山になっている。とくに、最高の五月が約五七万人にたっているのは、公共企業体等労働関係法の適用をうけている九組合が、公共企業体等調停委員会に調停を申請したことが大きな理由になっている。

発生労働争議に繰越労働争議を加えた件数(総争議)でも、発生労働争議だけの場合と同じく、一二月が最高で三三三件を記録している。しかし、これを参加人員についてみると、発生労働争議だけの場合と異り、山が若干ずれて、最高は七月の約一五七万人、二位は一二月の約一三四万人になっている(第279表)。

争議による労働損失日数では、一ヵ月五〇万日を越えた月が、三月、八月、一二月の三回にすぎないが、前年はそれが六回にのぼった(第279表)。

## 争議の形態

労働省労働統計調査部が、毎月発表している「労働争議統計」では、労働争議をつぎのように分類している。



(注)労働争議統計で争議行為とは「争議当事者が夫々の主張を貫徹することを目的とした行為であつて、業務の正常な運営を害する行為」をいう。したがつて、もし公務員や公共企業体の従業員が争議行為を行えば、この調査の対象となることはいうまでもない。争議行為の形態はその戦術によって種々の形態が予想されるのであるが、現状では大体、同盟怠業、同盟罷業、工場閉鎖及び業務管理の四種に区分することが出来るので、この統計ではこの四種類に限定することにした。

「同盟怠業」とは労働者の団体が自己の主張を貫徹するために作業を継続しながらも作業を量的質的に低下させるものをいう。但し、作業停止継続時間四時間未満の同盟罷業は同盟怠業に含めて分類することになっている。

「同盟罷業」とは自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止をいう。そして前述の作業停止継続時間四時間未満のものはこの調査では同

盟怠業として取扱われる。

「工場閉鎖」とは労働者の争議に対する対抗手段として、自己の主張を貫徹するために使用者が生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。しかし争議行為としての工場閉鎖と休廃業を意味する閉鎖とは異なることに注意しなければならない。

実例によって説明すれば、事業の休廃業又は移譲等を目的として使用者が閉鎖という言葉を用いて労働者側に通告し、これがために休廃業を意味する閉鎖反対の要求が起ったが、使用者側が通告どおり工場を事実上閉鎖したとすれば、それは廃業であってここでいう工場閉鎖には含めない。使用者が休廃業と称して作業を停止した場合でも自己の労働関係に関する要求が貫徹し、その他争議が解決した時は作業を続行する意図の下に行われるものであれば、工場閉鎖に含まれる。又、使用者が如何なる意味の閉鎖をしたにしても閉鎖を労働者に通告し、労働者が業務管理に入ったとすれば、その争議行為の分類は業務管理である。

「業務管理」とは争議手段として使用者の意志を排除して労働者によって事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。この争議行為は生産管理、事務管理、業務管理等とも呼ばれている。なお、業務管理といわれるものの中には労働者による事業の運営が使用者の承認のもとに行われているものがあるが、これは争議行為としての業務管理とは認めない。

ところで、例えば一つの争議が集計期間中に最初は争議行為を伴わず後に同盟怠業を行い、次いで同盟罷業が発生し、しばらく休止して更に又同盟罷業が発生する等のように数種の型態が行われることもあり、又、同時に異種の型態の行為が行われることもあるわけである。

昭和二一年以来この型態別の決定方法は集計期間中に数種の争議型態が行われたならば、その期間中の最後の型態をもって、その争議の型態ときめていた。即ち前例のような争議はその型態を罷業と定めていた。このような処置をすれば統計上は極めて簡単ではあるが実態からはなれる結果となるので、今回の改正にあたっては実態を表わすという方針の下に数種の型態が行われた場合には各型態毎に、夫々の参加人員を用いて一件の争議として取扱い、争議行為を伴ったものの小計欄には一まとめにして一件の争議として計上し、参加人員は各型態のうち最大の参加人員をもつ一回だけ集計するという方法を採用した。しかし同じ型態が二回以上行われたときは、一回のみ計上することとした。第三者が関与した争議で争議行為を伴ったときは、争議行為を伴った参加人員と総参加人員との差を争議行為を伴わないものの欄に各一件として集計し、総計欄には一括して一件とし総参加人員を用いて計上することにした。故に各型態毎の件数、参加人員の合計は争議行為を伴った参加人員の小計と一致せず行為を伴った小計の件数と行為を伴わない件数の和は総計の件数とは一致していない場合がある。

年間総争議件数ならびに参加人員のうちで、争議行為を伴った争議と争議行為を伴わない争議との割合をみると第280表のとおりである。すなわち、争議行為を伴った争議は、件数において総争議の五六・七%、参加人員において総争議の三八・七%を占めている。いずれも前年に比べて減少傾向を示しているが、とくに参加人員の割合の減少が顕著であるといえよう。

争議行為を伴った争議のうち各争議型態の占める割合をみると、従来と同じように、件数・参加人

員とも同盟罷業がとびぬけて大きい、それに続いては同盟怠業が注目され、これはとくに一九五〇年以後割合が大きくなってきているのである(第281表)。

同じことを労働損失日数から計算すると、一九五三年は工場閉鎖の比重の大きいことがわかる。すなわち、全労働損失日数のなかで工場閉鎖による損失日数の占める割合は、九・八%にたっし、前年の〇・四%とはまったく比較にならないばかりか、戦後最高の一九五〇年六・四%よりさらに大きい(第277表)。これを、さらに月別にみると、八月の二六・六%、四月の一五・九%、九月の一五・五%、六月の一・三%が年平均を抜きんでており、いずれも、日経連によるロック・アウト戦術が広汎に採用されたことを示している。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---